

記

受那各地ニ於ケル治安ノ恢復ト共ニ各地ニ於ケル企業者
發生シ之ニ伴ヒ藝妓・給仕婦等ノ進出亦夥シク中ニハ
軍者奇ト聯絡アルカノ如キ言辭ヲ弄シ之等疫航婦女
子ノ募集ヲ為スモノ等漸増ノ傾向ニ有之候處軍人感
信ニ與レル言辭ヲ弄ル募集者ニ就テハ絶対之ヲ禁止シ文
體業ニ從事スルノ目的ヲ以テ疫航セントスルモノニ對シテハ身
許証明書ヲ発給セザルニ取扱相成度

收保親第一號ノ内

昭和十三年一月二十五日

山形縣知事 武井群

(山形縣警察部長)

局
保
13. 1. 27. 木
警 665 号

内務大臣 末次信正殿
陸軍大臣 杉山元殿

警視總監殿
各廳府縣長官殿

(縣下各警察署長 新庄ヲ除ク)

北支派遣軍慰安酌婦募集ニ關スル件

管下最上郡新庄町櫻馬場藝妓酌婦紹介業者

為全國ヨリ今般北支派遣軍ニ於テ
其ノ中ニ於テハ
其ノ中ニ於テハ
其ノ中ニ於テハ

五百円ヨリ千圓迄稼業年限ニ於テ支給スルモノナ
知シタルカ如斯ハ軍部ノ方針トシテハ俄カニ信シ
テハ銃後ノ一般民心殊ニ應召家庭ヲ守ル婦女子
女身賣防止ノ精神ニモ及スルモノトシテ所轄警察
署長ニ於テ右ノ趣旨ヲ本人ニ懇諭シタルニ及ラ
諒得シ且ツ本人老齡ニシテ活動ニ意ニ委セサル
切ノ書類ヲ前記ニ返送シタル狀況ニ有テ候
右及申(通)報候也
(縣下警察署長ニ於テハ参照ノ上取締上遺憾ナ
シラ期セラルベシ)

保第...二號

昭和十三年一月十九日

警察署長



陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣
北海道廳長 監 監
各廳府縣長 官 官
高崎聯隊區司令官 殿
高崎憲兵分隊長 殿
(縣下各警察署長殿)

上海派遣軍内陸軍慰安所ニ於ケル酌婦
募集ニ關スル件

貸座敷業

右者肩書地ニ於テ娼妓數十名ヲ抱テ貸座敷営業ヲ爲シ居ル由ナルカ今回支那事變ニ出征シ
タル兵慰安所ヲ在上海陸軍特務機關ノ依頼ナリテ上海派遣軍内陸軍慰安所ニ於テ